

運用 4（農道整備事業）

第 1 趣旨

農業の振興を図る地域において、農道網を有機的かつ合理的に整備することにより、高生産性農業を促進し、もって農業の近代化を図り、併せて農村環境の改善に資するため、農道整備事業を実施するものとする。

第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－1 運用 4 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－1 運用 4 第 1 から第 3 までの規定及び附則は、本事業について準用する。この場合において、これらの規定（第 1 の 1 (1) の規定を除く。）中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 1 の 1 (1)	都道府県道	沖縄県内の区域にある県道
第 2 の 2 (3)	地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長を経由して農村振興局長）	内閣府沖縄総合事務局長

第 3 不発弾等事前探査実施要綱の規定の準用

不発弾等事前探査実施要綱（昭和 50 年 4 月 30 日付 50 構改 D 第 307 号農林水産事務次官依命通知）第 1 から第 6 までの規定及び別記は、本事業において準用する。この場合において、これらの規定中、「別表に掲げる事業」とあるのは「農道整備事業（不発弾等事前探査を除く。）」と読み替えるものとする。

第 4 経過措置

- 1 地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）の一部改正について（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 農振第 2593 号農林水産事務次官依命通知）による改正前の地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2185 号農林水産事務次官依命通知）別紙 26（農道整備事業に係る運用）に基づき実施してきた地区であって、平成 24 年以降、本交付金にて事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。
- 2 1 により移行された地区については、なお従前の例による。